

欠席の専門委員からの意見等

① 甲斐 諭専門委員

アイルランドの評価書について、意見を提出します。

①EU規則に基づいた飼料サンプリングが計画的に実施されており、製造段階、牛飼養農家の立ち入り検査において、不適合がない。

②輸入飼料のサンプル検査では、違反数は近年輸入飼料の1件である。

③①と②の理由から、同国の飼料規制は有効に機能していると判断する。

④2004年4月生まれの1頭を最後に、これまでの9年間に生まれた牛にBSEの発生は確認されていない。

⑤以上の理由により、「アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」は、妥当と判断する。

② 水澤英洋専門委員

議事(1) アイルランドに関しては、2004年まで少数例の発生はあるもののその後はなく、アイルランド政府の説明は合理性があると思われることから、評価書案どおりで良いと思われます。ポーランドについては、判断の基盤となる飼料規制の違反が長年に亘って非常に多く、また問い合わせに対し詳細な回答がないことから、今回は評価できないという方針で良いと存じます。

議事(2) ブラジルに関しては、まだ暫定版とのことですが、昨年の報告例も含め、より詳細な情報が必要と思われます。

③ 毛利資郎専門委員

議事1

「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」とありますが、ポーランドに関しては飼料規制にかかる不適合および違反数がかかなり多く認められ、その具体的内容について検討する資料もないため、評価できないと考えました。

したがって、アイルランドについてのみ意見を述べさせていただきます。

アイルランドにおける飼料規制等の具体的内容については、生体牛、肉骨粉等の輸入状況、飼料の規制状況は、配布資料からは厳しく規制されていることが理解できます。しかしながら、BSEの発生状況は、2001年1月からの飼料規制の強化後に生まれた牛から11頭と、数多くのBSE陽性牛が検出されていることは慎重に議論すべきであると考えます。これに関しては、アイルランド政府が、飼料規制の強化がフィードチェーン全体に効果を発揮するまでの間にフィードチェーンに残留した飼料規制強化前の微量の古い飼料に起因するという見解を示しており、2004年4月を最後にその後生まれた牛におけるBSE発生が報告されていないことも加味すると、飼料規制が十分に浸透していると考えられ、アイルランド政府の見解を否定することは出来ないと思います。また、SRMおよび食肉処理のシステムもリスク低減方策が実施されており、トレーサビリティも実施されています。以上のことを考えると、30ヶ月齢以下の輸入に関してvCJDを惹起するリスクはゼロに近いと考えるという評価書（案）に矛盾はないと思います。

なお、評価書の月齢制限とSRMの範囲のリスクに関する表現は、解りにくいのでストレートに表現されてはいかがでしょうか。「輸入禁止」はリスクゼロなのでそれを踏まえて、シンプルに「30ヶ月齢のリスクはほとんどないか、あっても非常に少ない」と表現してはいかがでしょうか。